

介護保険認定申請者の方へ

[介護保険・主治医意見書予診票について]

「予診票」は、介護保険認定に必要な主治医意見書を医療機関において記入いただく際の参考資料とさせていただきます。

「予診票」は、申請者ご本人もしくはご家族の方が記入して、医療機関へ提出下さい。

主治医は、提出いただいた「予診票」を参考に、総合的に判断して主治医意見書を作成します。

【 お知らせ 】

「予診票」は医師が介護保険の要介護認定申請に必要な主治医意見書を作成する際、参考にさせて頂くもので、意見書作成目的以外には使用せず他に公開することはありません。

「予診票」の記載・提出は必須ではありませんが、認定業務の円滑な遂行のためにご協力下さいますようお願い申し上げます。

(小郡三井医師会)

※提出が困難な方は予め主治医にお申し出下さい。

※ご記入頂ける場合は、申請日から一週間以内に医療機関へ提出をお願いします。

提出が遅れますと意見書作成に遅れが生じ、認定結果が出るのが遅くなる場合があります。